

○総務省令第六十六号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百九条第一項の規定に基づき、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月十八日

総務大臣 村上誠一郎

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
附則	(補填対象額の算定等の特例)	附則	(補填対象額の算定等の特例)
第二条 令和四年度、令和五年度及び令和六年度の第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金の額を算定する場合には、この省令による改正後の第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（以下「新規規則」という。）第十五条第三項及び第四項、第十六条、第十七条並びに第十八条の規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる新規規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		第二条 令和四年度及び令和五年度の第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金の額を算定する場合には、この省令による改正後の第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（以下「新規規則」という。）第十五条第三項及び第四項、第十六条、第十七条並びに第十八条の規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる新規規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	
〔略〕	〔略〕	〔同上〕	〔同上〕
第五条第一項	次に掲げる額を合算して得た額	第五条第一項	次に掲げる額を合算して得た額
第一号に掲げる額に「から第一号基礎的電気通信役務が提供された期間における加入電話・メタルＩＰ電話接続機能（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和四年総務省令第九号）附則第五条第一項に規定するものをいう。）に適用される接続料の算定に用いられた特定比率（同令附則第六条第二項の特定比率をいう。以下この項において同じ。）を減じた比率を乗じることにより算定した額（令和六年度の第一種交付金の額の算定に当たっては、同号に掲げる額に「から令和六年度比率（令和六年四月一日から同年十二月三十一日までの期間に係る比率を当該特定比率とし、令和七年一月一日から同年三月三十一日までの期間に係る比率を」として、これらの比率をこれらの期間ごとの日数により加重平均して得た比率をいう。以下この項において同じ。）を減じた比率を乗じることにより算定した額とする。」に、第二号に掲げる額に当該特定比率を乗じることにより算定した額（令和六年度の第一種交付金の額の算定に当たっては、同号に掲げる額に令和六年度比率を乗じることにより算定した額とする。）を加えるこ		第一号に掲げる額に「から第一号基礎的電気通信役務が提供された期間における加入電話・メタルＩＰ電話接続機能（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和四年総務省令第九号）附則第五条第一項に規定するものをいう。）に適用される接続料の算定に用いられた特定比率（同令附則第六条第二項の特定比率をいう。以下この項において同じ。）を減じた比率を乗じることにより算定した額に、第二号に掲げる額に当該特定比率を乗じることにより算定した額を加えることにより算定した額	

備考 表中の「」の記載は注記である。			
	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕	とにより算定した額
	〔略〕	〔略〕	
	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

附 則

この省令は、公布の日から施行する。